

2007年10月26日

< 広報資料 >

## エポック社との特許侵害訴訟判決

株 式 会 社 バ ン ダ イ

本社 :東京都台東区駒形 1-4-8

社長 :上野和典 資本金 246 億円

株式会社バンダイは、2006年1月、株式会社エポック社(本社:東京都台東区駒形一丁目12番3号)のカプセルベンダーマシン「ECCOH500(EPOCH CAPSULE COLLECTION HOUSE 500)」及びカードベンダーマシン「カードガチャ自動販売機筐体」が特許権を侵害するものとして、その製造、販売及び使用の差止並びに損害賠償を求め、東京地方裁判所に提起いたしました。東京地方裁判所は、本日、エポック社の上記カプセルベンダーマシン及びカードベンダーマシンは当社の保有する特許第3267512号及び同第3830955号を侵害するものとして、その製造、販売及び使用の差止並びに損害賠償の請求を認める判決を下しました。

当社は、知的財産権を極めて重要な経営資源の一つと位置付けており、当社の知的財産権が侵害されたと判断した場合には、今後も毅然とした態度で臨んでいく所存です。

特許第3830955号は大和精工株式会社との共有権利です。